

会 議 録

1 会議名

平成29年度第11回板倉区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

・協議事項

（1）地域活動支援事業について（公開）

・平成30年度の板倉区採択方針について

（2）自主的審議事項について（公開）

・小学校の在り方について

（3）その他（公開）

・地域協議会だより第44号について

3 開催日時

平成30年2月23日（金） 午後6時00分～午後7時15分

4 開催場所

板倉コミュニティプラザ 3階 市民活動室

5 傍聴人の数

1人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く）の氏名（敬称略）

・委員：平井達夫（会長）、新井清三（副会長）、小林良一（副会長）、徳永妙子、古海誠一、北折佳司、長藤豊、西田節夫、島田信繁、上野きみえ、古川政繁、増村眞一

・事務局：板倉区総合事務所 五十嵐所長、山崎次長、嘉鳥総務・地域振興グループ長、小山市民生活・福祉グループ兼教育・文化グループ長、宮尾産業グループ長、村山地域振興班長、岩崎主事（以下グループ長はG長と表記）

・参加：健康づくり推進課 北島課長、米川副課長

8 発言の内容

【山崎次長】

- ・地域協議会の開会を宣言

【平井達夫会長】

- ・挨拶

【五十嵐所長】

- ・挨拶

【平井達夫会長】

- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告

本日、「経塚斎場使用料補助金の拡充」について地域協議会へ報告があるとのことで、健康づくり推進課が出席している。協議に入る前に、「経塚斎場使用料補助金の拡充について」、健康づくり推進課から説明を求める。

【北島健康づくり推進課長】

新井頸南広域行政組合の解散に伴い、板倉区及び中郷区の住民が経塚斎場を利用する場合に市外料金となることから、板倉区及び中郷区の住民が組合解散後も前と同じ料金で経塚斎場を利用できるよう、平成30年4月1日から補助額を拡充する予定である。

新たに建設する新上越斎場については、基本的な考え方を改めて整理することとなり、新上越斎場の共用開始までとしていた経塚斎場使用料の補助期間についても、この整理を進める中で検討することとした。

その後、平成29年9月28日に中郷区地域協議会から、経塚斎場使用料補助金の継続について意見を頂戴した。これに対しては、10月11日に中郷区地域協議会会長に対し、補助期間については、新上越斎場建設事業の基本的な考え方を整理する中で一定の方向性を示すことができる段階で説明すること、また、市民の斎場使用料が不均一になっている状況については十分に認識しており、新年度予算の編成に合わせて検討していくことを回答した。

本日は、こうした経塚斎場使用料補助金の拡充について、板倉区地域協議会で説明させていただく。

(資料により説明)

【平井達夫会長】

質問・意見等がある委員は挙手を求める。

【長藤豊委員】

以前質問したことがあるが、資料の「※ 補助は、中郷区及び板倉区の住民に限ります。」という表現は曖昧である。板倉区の住民が、板倉区及び中郷区以外に住民票がある人の葬儀を行った場合や、板倉区及び中郷区以外の住民が、板倉区及び中郷区の施設に住民票がある人の葬儀を行う場合、補助金を受けることはできるのか。

【北島健康づくり推進課長】

補助金の対象者について変更はない。住民票が板倉区及び中郷区にある方限定である。

【長藤豊委員】

変更がないことは了承した。しかし、資料の表現では、読む人によって受け取り方が変わる可能性がある。勘違いが生じないように、明確な表現にした方がよい。

【北島健康づくり推進課長】

頂戴した意見を参考に、理解されるような表記とするよう検討する。

【平井達夫会長】

他に、質問・意見等がある委員は挙手を求める。

(意見なし)

無いようなので、「経塚斎場使用料補助金の拡充」については以上とする。ここで、健康づくり推進課北島課長、米川副課長は退席する。

次に、4「協議」(1)「地域活動支援事業について」、「板倉区採択方針について」事務局から説明を求める。

【嘉鳥総務・地域振興G長】

(資料1により説明)

「平成30年度板倉区地域活動支援事業採択方針等(案)」を作成については、今回の協議結果をもとに再度修正し、3月1日からの事前相談会で配布する等の対応をしたいと考えている。これらの資料はすべて、平成30年度予算の成立を前提としたもののため、今後変更となる場合がある。

【平井達夫会長】

前回の地域協議会で、地域活動支援事業審査基準検討部会の上野座長から、平成30年度板倉区採択方針等について報告があり、各自資料を持ち帰り確認されたことと思う。板倉区採択方針について、上野座長に説明を求める。

【上野地域活動支援事業審査基準検討部会座長】（以下地域活動支援事業審査基準検討部会座長は上野座長と表記）

前回の地域協議会で、古海委員から補助金の上限を120万円とした根拠について質問を受け、他の区と比較して決定したとお答えしたことについて、補足で説明する。

まず、現状は上限100万円のイメージが強いため、100万円以上も認める場合があると但し書きがあっても、100万円以上の提案が出てきにくい。そのため、補助金の範囲を広げることで、より多くの団体が提案を出しやすくなることをねらいとしている。また、上限100万円に設定してから今年で7年目となる。こうした時間経過も合わせて上限額を考慮した結果、地域活動支援事業審査基準検討部会では上限を120万円とした。

【平井達夫会長】

質問・意見等がある委員は挙手を求める。

【西田節夫委員】

上限は変更せず100万円とし、100万円を超える場合は地域協議会で検討して決定する方がよい。上限120万までと決めてしまうと、単年度でも120万円以上の採択ができなくなる。

【古海誠一委員】

現行のままとすることに賛成である。これまでも100万円を超える場合は地域協議会で審査したうえで、必要な場合には認めている。補助金額については、現状のままでも柔軟性があるため、高額の提案も出やすいと思う。下限については10万円にこだわると提案が出てこないなので、5万円とするのがよい。

【上野座長】

下限についてだが、平成28年度の上越市地域活動支援事業事例集を見ると、5万円以上の申請で採択になった団体は全市で13団体あった。板倉区でも下限を5万円とした方が、より多くの団体から提案を出してもらおうことができるのではないかと。

【長藤豊委員】

下限5万円には賛成である。また、上限を120万円とすることにも賛成する。現状は採択されることを優先的に考え、実際には補助金の申請額を100万円に抑えようとする傾向が強いのではないか。また上越市全体で上限を上げる傾向もあるため、上限を120万円に引き上げることは妥当だと考える。

【西田節夫委員】

上限を120万円にした場合、それ以上の金額で提案が提出された場合はどうするのか。

【上野座長】

現状でも100万円以上については協議の上決定しているが、120万円以上とした場合も同様、協議して採択するかどうかを決定すればよい。

【村山地域振興班長】

資料1-1の3ページ「(2) 補助金額の上限及び下限」には、単年度での事業実施が必要不可欠の場合は上限を超える補助金額とすることが明記してある。この点については、前回の地域協議会で提出した資料から変更していない。

【北折佳司委員】

単年度で行う必要がある事業に対して、協議の上で100万円以上の補助を認めるのであれば、初めから上限120万円と明記したほうがよい。また、少額の案件が多数出てくることが予想されることから、下限は5万円としたほうがよい。

【古海誠一委員】

上限以上の金額で提案が出された場合に地域協議会で協議の上で決定できるのであれば、上限は100万円としても120万円としても変わらない。上限の変更は不要である。また、100万円というターゲットがあれば、予算を100万円に抑えて提案が出てくるが、120万円に上限を上げると不要な経費が入ってくる可能性がある。

【長藤豊委員】

私の考えは逆である。現状のままだと、申請者はあらかじめ希望の補助金額を100万円以内に抑えてしまう。多くの申請を出してもらうためには、上限は120万円とした方がよい。

【平井達夫会長】

意見が統一できないため、これまで発言がない委員からも意見をもらったうえで、採決をとることとする。

【増村委員】

上限を120万円とすると不要な経費が入ってくるのが想定される。現状のまま100万円がよい。

【古川政繁委員】

下限は5万円とし、上限は現状のままがよい。上限を超える場合は協議すればよい。

【島田信繁委員】

これまでも上限を超える場合は協議して決めていることから、100万円としても120万円としてもあまり変わらない。上限は現状のままがよい。

【徳永妙子委員】

下限は5万円とし、上限はこれまで同様100万円がよい。

【平井達夫会長】

全員から意見が出たことから、採決を取る。

下限について、10万円から5万円に引き下げること賛成の人は挙手を求める。

(賛成の意見多数)

上限について、100万円から120万円に引き上げること賛成の人は挙手を求める。

(賛成の意見少数)

それでは、補助金額の下限は5万円、上限は現状どおり100万円と修正することとしてよいか。

(賛成の声多数)

前回は話したとおり、今までの審査方法と変更があるため、地域活動支援事業の審査の前に審査方法についての勉強会を開催する。「平成30年度の板倉区採択方針について」は以上とする。

次に、(2)「自主的審議事項について」、「小学校の在り方について」事務局から説明を求める。

【嘉鳥総務・地域振興G長】

(資料2により説明)

前回の勉強会の協議内容に変更はないが、一部軽微な文言の修正を行った。

【平井達夫会長】

質問・意見等がある委員は挙手を求める。

【西田節夫委員】

どこの文言を修正したか教えてほしい。

【嘉島総務・地域振興G長】

経緯の4行目の冒頭「板倉区地域協議会では」を「当協議会では」に変更し、7行目の「地域の意見を聴く必要がある」の前に「広く」という文言を付け加えた。その他の内容は全く変更していない。

【平井達夫会長】

他に質問・意見等がある委員は挙手を求める。

(意見なし)

それでは、「板倉区の小学校の在り方に関する意見書について(案)」のとおりで決定とする。3月22日に開催する地域活動支援事業活動報告会に合わせて、「板倉区の小学校の在り方に関する意見書について(案)」を報告し、3月28日に開催する次回の地域協議会で意見書を決定することとする。

次に、(3)「その他」に移る。「地域協議会だより第44号について」、地域協議会だより編集委員長の長藤委員から説明を求める。

【長藤地域協議会だより編集委員長】

2月14日に地域協議会だよりの編集会議を開催し、このような形で案を作成した。

(資料3により説明)

なお、地域活動支援活動の採択方針については、今回の地域協議会で補助金額の修正が決定したため、その点については修正を行う。3月1日付で発行することから、意見がある場合は、本日挙手をお願いしたい。

【平井達夫会長】

資料のとおり地域協議会だよりを発行することとしてよいか。

(賛成の声多数)

では、地域活動支援事業の補助金の上限以外についてはこのままの内容とし、地域

協議会だよりを発行することとする。

次に、5「その他」に移る。事務局から報告等があれば挙手を求める。

【嘉鳥総務・地域振興G長】

前回の地域協議会でも案内したが、3月4日午後2時から頸城区のユートピア頸城希望館を会場に地域活動フォーラムが開催される。出欠報告を3月26日までとしていたが、今日の段階で出欠が決まっている方は報告をしていただきたい。また、当日はバスが午後1時にコミュニティプラザを出発する。

(挙手により出欠およびバス利用者を確認)

【平井達夫会長】

他に質問・意見等がある委員は挙手を求める。

【小山市民生活・福祉G長兼教育・文化G長】

前回の勉強会で古海委員から質問があった、学校林は誰の財産かという質問について回答する。板倉区内の小学校及び中学校の学校林については、それぞれ分収林契約が締結されている。分収林契約とは、学校林の木を売って収入を得た場合、民有地については土地所有者が3割、木を保育している学校側は7割の収益を得るという契約である。ただ、旧板倉町名義の土地の学校林については、10割全額が学校の収益となっていたようである。豊原小学校は10割学校の収益となり、山部小学校の一部に旧板倉町名義の土地があり、その土地の木の売買については10割学校の収益になる。

【古海誠一委員】

学校側の収益というが、統合すればその学校自体がなくなる。学校側の収益とは、つまり誰の財産になるのか。

【小山市民生活・福祉G長兼教育・文化G長】

現状では、明確に回答することができない。

【平井達夫会長】

事務局は、学校が統合によりなくなった場合、学校林は誰の財産になるか、詳しく調査し報告してほしい。

【小山市民生活・福祉G長兼教育・文化G長】

了承した。

【平井達夫会長】

他に質問・意見等がある委員は挙手を求める。

【古海誠一委員】

小学校学校運営協議会に出席した際、平成30年度から板倉区内の小学校4校と中学校1校が、上越市から小中連携一貫教育試行校に指定されたと聞いた。これに伴い、2つ変更点があるということである。まず、小中学校合同学校運営協議会が活動を開始するという事、次に小中学校の9年間の一貫教育カリキュラムが設定されるということである。教育について知識がないので、次回の地域協議会で、詳細な説明をお願いしたい。

【小山市民生活・福祉G長兼教育・文化G長】

担当課に確認し、説明する。

【平井達夫会長】

他に質問・意見等がある委員は挙手を求める。

【長藤豊委員】

地域協議会とは直接関係ないが、市のホームページで公開されている情報について確認したい。まず市内各地の降積雪量についてだが、今年のとらの桜園の積雪量について、「前日の積雪量+当日の降雪量」よりも「当日の積雪量」が多い等、明らかにおかしいと思われることが数回あった。統計の誤りではないか。

次に、毎年1月1日付と4月1日付で各町内の年代ごとの人口統計情報を出しているが、平成30年1月1日付のある町内の人口統計情報を見たところ、既に転出した人が含まれていたようであった。転出したという情報か統計情報が誤っているのか、確認したい。

【山崎次長】

市内各地の降積雪量については、とらの桜園からの報告をもとに反映している。人口統計情報については、市町村で転入届及び転出届を受理した段階の人口情報であるため、提出日によっては人数に変動があると考えられる。

【長藤豊委員】

10月に転出したと聞いた人が、1月の人口統計情報にまだ載っているようである。

【山崎次長】

転出先の市町村で転入届が受理された段階で初めて転入転出が決まるため、タイム

ロスがあったと考えられる。

【平井達夫会長】

他に質問・意見等がある委員は挙手を求める。

(意見なし)

無いようなので、私から提案がある。板倉区の地域協議会では、正副会長の任期は2年間であることが申し合わせ事項となっており、現在の正副会長の任期は、平成30年4月28日までとなっている。再任は妨げないのと申し合わせがあるが、次回の地域協議会で正副会長の選挙を行い、任期終了後の4月29日から新たな正副会長のもとの地域協議会を開催するという事としてよいか。

【古海誠一委員】

14名の委員であることを考え、意見を活発にするため、副会長の2人体制を1人体制に戻すことを提案する。

【平井達夫会長】

次回の選挙から、副会長は男女を問わず1人体制としてよいか。

(賛成の声多数)

では、次回の選挙から副会長は1人体制とすることとする。

【古海誠一委員】

小学校の統合という重要案件が残っているため、会長にはそのまま継続してもらい、副会長だけの選挙でよいのではないか。

【平井達夫会長】

私は会長及び副会長の選挙を実施すべきだと考えている。

【西田節夫委員】

会長の選挙も行うことに賛成である。再任するとしても、選挙は行うべきである。

【平井達夫会長】

では、次回の地域協議会で、地域協議会会長選挙及び副会長選挙を行うこととする。その他、質問・意見等がある委員は挙手を求める。

(意見なし)

無いようなので、5「その他」は以上とする。以上で協議項目を終了する。

・第12回地域協議会は3月28日(水)午後6時～

- ・ 会議録の確認は徳永妙子委員に依頼
- ・ 地域活動支援事業活動報告会と小学校の在り方について意見書（案）報告会は、3月22日（木）午後6時半～

事務局に質問だが、今年度の提案団体に地域活動支援事業活動報告会の開催案内は出しているか。

【村山地域振興班長】

まだ出していない。

【平井達夫会長】

3月は忙しいこと、また提案団体は発表に慣れている担当者ばかりでないことから、できるだけ早く案内するよう求める。

以上で閉会とする。

【新井清三副会長】

- ・ 挨拶

9 問合せ先

板倉区総合事務所総務・地域振興グループ TEL0255-78-2141（内線123）

E-mail:itakura-ku@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。